

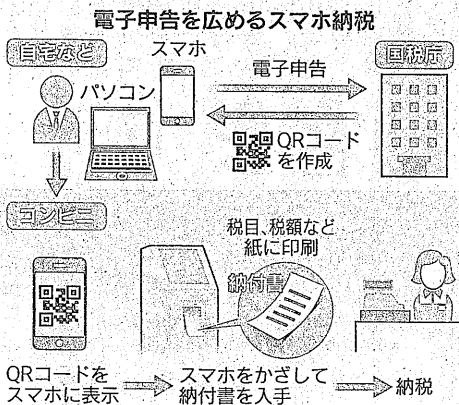
奮闘 遅咲き管理職

50代女性、働き方新鮮



消費効果3兆円

イベントイヤーの皮算用



2019年1月から、スマートフォン（スマホ）などを使い、コンビニエンスストアで納税できるようになる。納税者が使いやすい環境を整え、スマホやタブレット端末などからの電子申告・納税の受け渡しなどのサービス拠点を促す。コンビニでできることが、また一つ増える。

財務省と国税庁が主導。税や法人税といった税目とする。納税者が電子申告などのデータを記録したその税額や、所得・QRコードがPDFとして

スマホでコンビニ納税

全ての税目、19年から 電子申告 利用促す

納税は現金で、全ての税目が対象となる。読み取り端末はゼンインレブンの「マルチコピー機」やファミリーマートの「Famiポート」、ローソンの「Loadi」などを想定する。

こうした端末ではイベントのチケットやスポーツ振興くじ（toto）の購入、住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行、自動車保険の加入といった手続きができる。19年からスマホを使った納税も加わる。

QRコードの読み取り端末があるコンビニでしか利用できず、現状では

て表示される。利用者がスマホ画面などに表示されたQRコードをコンビニの読み取り端末にかざすと、税目や税額が印字された書類が発行され、レジで税金を納めることができる。

納税は現金で、全ての税目が対象となる。読み取り端末はゼンインレブンの「マルチコピー機」やファミリーマートの「Famiポート」、ローソンの「Loadi」などを想定する。

対象となる店舗が限られる。財務省と国税庁は今後利用できるコンビニを広げていく考えだ。

スマホ納税の利用者として想定されるのは、主に個人事業主や法人だ。現在は電子申告したあとに税務署が作成した納付書を受け取りにいったり、税務署から郵送してもらったりして納付書を

手に入れなくてはならぬ。

納付書があれば今もコンビニで支払うことはできるが、税務署や銀行で支払う人がほとんどという。

また、電子申告をするにはこれまで本人認証でマイナンバーカードなどの電子証明書や読み取り機器が必要だったが、19年からは税務署で一度でも本人確認すれば、IDとパスワードで認証できるようになるため、電子申告を利用する人が増えるとみられる。

政府は規制改革推進会

議でICT（情報通信技術）による業務コストの削減を掲げており、電子申告・納税の普及を進めようになれば、納税者らの利便性が高まり電子申告する人が増える。